

諮問番号：行政不服審査諮問第3号

答申番号：川情審査行服答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が、平成28年7月27日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）に対して行った預金差押処分（以下「本件処分」という。）について請求人が平成28年8月20日付けで提起した審査請求（平成28年（審）第4号。以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが妥当である。

第2 請求人（代理人）の主張

処分庁の行った本件処分については次の理由から、その取消しを求めるものである。

- (1) 請求人には、遅くとも平成21年10月時点において代理人に対し300,000円の、また同代理人が社長となる株式会社〇〇〇〇に対し500,000円の借入金があり、請求人からはこの返済が無かったことから、この返済を進めるため、同代理人は、自身を社長とする株式会社〇〇〇〇において請求人を平成27年11月頃から1月当たり100,000円を対価とする労働をさせることとし、請求人及び代理人はこの対価を借入金の返済に充てることで合意した。
- (2) 本件処分の対象となった銀行口座（以下「本件口座」という。）については、上記の合意により代理人と請求人との約束の上で借入金の返済

だけのために設けたものであり、通帳、印鑑、カードは代理人が預かることで両者合意し、預金債権が借入金に達した際には返済に充てられる予定であった。また、本件処分が行われた事実も7月末に代理人が把握したものの。

- (3) (1)の労働による対価を手渡しでなく、請求人名義の口座を開設、利用することとしたのは、株式会社〇〇〇〇からの支払記録を確実に残すため。また、平成26年にも株式会社〇〇〇〇は請求人に対し一定の労務を行わせたことがあったが、その時の労務に対し支給した対価が一銭も借入金の返済に充てられなかったという経緯も起因している。
- (4) 株式会社〇〇〇〇は、9月が決算であるところ、本年7月には預金が返済に充てられるべき500,000円を超え、また株式会社〇〇〇〇は早期に閉鎖をする予定もあったことから、当該500,000円をまず株式会社〇〇〇〇に対する借入の返済に充てようとしたところ、本件処分があった。
- (5) 以上のような事実関係から、本件口座の名義こそ請求人のものであるが、実質的には、本件口座内にある預金の全額は請求人自身の財産ではなく、株式会社〇〇〇〇ないし代理人のものである。
- (6) 本件処分により、代理人は貸付金の返還も進まず、株式会社〇〇〇〇を閉鎖させることもできない二重苦の状態となっている。
- (7) 本件口座中の預金債権は、このような事前の個人間の約束による計画的な事情があったという背景があり、借入金返済のために開設された本件口座内にある預金は実質的に株式会社〇〇〇〇ないし代理人のものであるから、本件処分の取消しを求めるもの。

第3 処分庁の主張

- (1) 本件口座については、請求人らの主張するとおりであったとしても、これは本来請求人自身が直接管理すべき自らの名義による口座であり、本件預金に係る債権は、請求人本人に帰属するもの。
- (2) 仮に請求人の主張する事情により、本件口座に有する預金債権が実質的に請求人のものでなかったとしても、あくまでも口座の名義は請求人名であるし、本件処分は、地方税法1章7節中にある地方税優先の原則及び地方税と他の債権との調整に関する規定のいずれにも抵触するものではなく、本件処分に違法ないし不当な点は見あたらない。
- (3) 本件処分は、地方税法728条及び国税徴収法に基づき適法な手続を経て行われた。

第4 審理員意見書の理由

1 差押財産の選択について

- (1) 地方税法においては、滞納者に属する財産のうち、いかなる財産を差し押さえるかについては特段の定めはないことから、徴収職員の合理的裁量に委ねられていると解される。
- (2) 一方国税徴収法49条においては、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえるに当たっては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならないこととしている。
- (3) しかし、これと同時に、同法においては、徴収職員が差押処分をする

に当たり滞納者の全財産を把握しなければならない旨の規定は見あたらない。

(4) このことから、「その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない」とした趣旨については、請求人の有する全ての財産を調査した上でその中から第三者の権利の対象となっていない財産を差し押さえることや、第三者の権利を害さないための特別の調査までを行わなければならないことまで要求しているものとは解されない。なお、本条にいう「第三者が有する権利」とは、第三者が有する質権、抵当権、先取特権（総財産にある一般の先取特権を除く。）、留置権、賃借権、使用貸借権、地上権、永小作権、地役権、租鉱権、入漁権、買戻権、出版権、特許権についての専用実施権、実用新案権についての専用実施権、意匠権についての専用実施権、商標権についての専用使用権、育成者権についての専用利用権、回路配置利用権についての専用利用権等の権利を指しているのものであって、預金債権は対象とはされていない（国税徴収基本法通達49条関係3）。

(5) この点から見れば、処分庁職員が差押えを行うにあたり本件口座内に
有する預金債権を選択したことに特段の違法性は見あたらない。

2 差押財産（預金債権）の帰属について

(1) 普通預金債権の帰属の判断にあたっては、最高裁判所判決（平成15年2月21日・平成15年6月12日）によれば、預金口座の開設者、原資の出捐者、預金口座の名義、口座を管理している者などの事情を総合的に考慮して決すべきものと判示されている。

(2) これを本件について見ると、請求人らの主張によれば、本件口座の開

設者は請求人、預金通帳、銀行印等の管理その他の管理については代理人が行っていたと考えられる。また本件口座における金銭は、請求人自身が株式会社〇〇〇〇に提供した労務の対価として得た金銭である以上請求人にあると考えられる。

(3) これらのことからすれば、本件口座の開設等に至るまでの経緯が、請求人らの主張するとおりであったとしても、本件口座は、請求人自身が自ら得た給与について本来直接管理すべきであった自らの名義による口座を、請求人に代わって代理人が管理しているにすぎないものであると判断されるし、金銭貸借の経緯については、預金債権の帰属の問題ではなく、貸付金の返還債権といった法律問題として取り上げて処理されるべきものであって、預金債権の帰属の判断に影響を与えるものではない。よって本件口座内の預金債権については、請求人本人に帰属するのが相当であると考えられる。

(4) なお、請求人及び代理人の交わしたとされる合意については、債権譲渡契約として認められるものでもなく、処分庁に対抗するための法的根拠とはならないことからみても、本件処分は有効なものと解される。

3 地方税優先の原則及び地方税と他の債権との調整について

(1) 地方税法14条では、地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、原則として、他のすべての公課その他の債権に先立って徴収することとしているところ、その趣旨については、次のとおりと解される。（地方税法総則逐条解説226頁から229頁）

ア 租税とは、地方公共団体の収入の大部分を占めるものであり、その課せられた市民生活の維持発展等を達成するための財政的裏付けとなっ

ていること。すなわち、高度の公益性を有すること。

イ 租税とは、公権力に基づき成立する公法上の給付義務であり、反対給付のない点で一般私債権とはその性格を異にすることから、これを担保するためには、公法上の優先権としてその徴収の確保を図る必要があること。

ウ 租税の徴収とは、大量性、反復性を有し、租税確保のためにあまりに煩雑な手続を要求することは困難であること。

(2) しかし、同条の規定は原則的なものであり、別に定めがある場合にあっては、それに従うこととなる。具体的には、地方税法1章7節中の14条の2から14条の20までの規定を挙げることができる。

(3) また、これらの規定の他、他の法律の規定により租税が後順となる場合としては、国税徴収法59条3項及び71条4項に規定する前払借賃、会社更生法129条の規定による共益債権又は破産法148条の規定による財団債権並びに民法の規定により相続財産の分離をした場合等を挙げることができる。(地方税法総則逐条解説229頁から231頁)

(4) 請求人らの主張する金銭貸借の事情が事実であるとすれば、上述したとおり、株式会社〇〇〇〇ないし代理人は請求人に対し貸付金の返還請求権を有していることとなる。(返還請求権を有していることが預金債権の帰属を判断するための理由とはならず、当該債権の帰属については、上述したとおり、その原資が請求人自身の給与である以上は請求人に帰属する。)

(5) 次に、当該貸付金の返還請求権と地方税との優先関係について検討す

れば、当該請求権は上記(2)及び(3)の租税徴収に先立つべき場合のいずれに該当するものではない。

(6) 以上のことからすれば、処分庁の行った本件処分には、特段の違法ないし不当な点は見あたらない。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件処分については違法ないし不当な点は認められないことから、本審査請求については、行政不服審査法45条2項の規定により棄却されるべきものと考えられる。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経過
平成28年11月28日	諮問書の受理
平成28年12月27日	処分庁から聴取、審議
平成29年2月10日	審議
平成29年3月7日	審議

第6 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと判断する。

2 本件処分の適法について

「差押財産の選択について」は、滞納者に属する財産につき、処分庁は、全財産の調査義務等を法律上課されているわけではなく、どの財産を差し押さえるのかについては、合理的裁量権を有している。本件において、この合理的裁量権を踰越ないし濫用したとは認められない。

「差押財産の帰属について」も、特段の立証があれば格別、それが無い以上、請求人名義の口座である限り、請求人に帰属するものと判断することは相当であり、この点、何ら違法・不当な点は見あたらない。

「地方税優先の原則等」についても、法律に特別の定めがある場合であれば格別、そうでない限り、地方税が優先する。本件では、この法律上の特別の定めがある場合には該当せず、この点でも違法・不当な点はない。

以上の理由から審理員意見書は「差押財産の選択について」「差押財産（預金債権）の帰属について」「地方税優先の原則及び地方税と他の債権との調整について」及び「結論」は、その内容・理由において不合理な点はなく、妥当である。従って、当審査会で、特段、付言すべき点はない。

なお、審理員意見書のうち結論につき、本件請求人は、株式会社〇〇〇〇より給与として受け取った本件預金は、株式会社〇〇〇〇のものであるとの主張を行っているので、不服申立適格は株式会社〇〇〇〇にあり、請求人の主張によれば請求人のものではないから、請求人は第三者であり、不服申立適格はないとも考えられる。この点で言えば、本件は却下裁決になるべきものとも考えられるが、一方で、本件差押口座は請求人名義であり、本件預金が株式会社〇〇〇〇のものであるとの合理的な立証を請求人（代理人）は行っ

ているとは認められないから、審理員意見書のとおり、行政不服審査法45条2項の規定により棄却するのが合理的である。

平成29年3月27日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊